

菊池法人会ニュース

もやい

平成29年8月
No.42



- P10 熊日第115回緑のリボン賞授賞式
P13 税に関する絵ハガキコンクール表彰
P17 第18回菊池川流域クリーンリバー作戦

第18回菊池川流域クリーンリバー作戦の様子



P1 会長ご挨拶 P2 税務署長ご挨拶

P4 税務署からのお知らせ

P8 29年度主要公益行事一覧

P9 29年度総会 P11 大津支部事業報告会

P11 菊池支部事業報告会 P12 菊陽支部全体報告会

P13 青年・女性部会合同事業報告会

P14 小学校への花苗寄付／租税教室 P17 献血事業

P18 菊池税務署および竜門ダム見学会／タオル寄付事業

よき経営者を目指すものの団体

ご挨拶

平素は菊池法人会の活動にご理解とご支援賜わりまして、まことにありがとうございます。去る5月23日の第30回通常総会において役員改選が執り行われ、会長を仰せつかりました山下と申します。山内前会長様におかれましては、菊池4法人会の合併事業や3年前の公益社団法人化への移行など、長きにわたり骨格となる組織作りにご尽力を賜わりました。改めまして心から感謝申し上げます。その後の理事会で役員組織も一新しました。

全国法人会の基本理念は「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の発展に貢献する経営者の団体である。」その基本方針は「よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。」と謳っています。菊池法人会の発展を願いみんなで力を合わせ、会の運営に誠心誠意でぶつかる覚悟です。公益社団法人菊池法人会は菊池郡市四市町の集合体です。事業運営では会員拡大が我々に課せられた最大のテーマです。支部組織も強固です。前会長同様のご支援ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

さて先日の7月30日には天候にも恵まれ、法人会青年部主催の菊池川クリーン・リバー作戦が160有余名の参加のもと執り行われました。一昨年の台風、昨年の熊本地震と天候に恵まれず開催を断念せざるを得ませんでしたが、吉良慶彦青年部会長を始めとして3年越しの開催に女性部会や親会とともに、大同生命、AIU保険、アフラックの皆様、そして竹澤菊池税務署長以下署員の皆さま方や、支店長以下各銀行員の皆さま方等、多くの会員企業様から参加を賜わり、広域消防本部からの救護訓練指導や子供たちの税金クイズ、バーベーキューなど大盛会で何よりでした。

本年度も、税知識向上を目的とした研修会や講演会の開催、さらには新設法人への説明会や未来の納税者である小学生を対象とした租税教室の実施や、旭志道の駅での献血活動、菊池郡市小学校30校への花苗寄贈、税に関する絵はがきコンクールや税を考える習慣での「作文、習字、ポスター」の募集などの公益事業計画や、地域イベントに参加して地域おこしや税金クイズなども実施予定です。ふるって皆様の行事への参加をお待ちしております。

会長
山下 和貴



着任のご挨拶

本年7月の人事異動により、熊本国税局総務部国税広報広聴室長から菊池税務署長に着任いたしました竹澤でございます。

菊池税務署での勤務は初めてとなります、阿蘇の外輪山を源とする豊かな水と緑豊かな自然とともに、歴史、伝統、文化を誇るこの地で勤務できることを大変光栄に思っております。

さて、公益社団法人菊池法人会会員の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深い御理解と多大なる御協力をいただきしております、深く感謝申し上げます。

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体であることを理念に掲げられ、また、この理念を実現するための具体的な「行動規範」に基づき、税を中心に国家・社会に貢献する組織として、意欲的に活動されておられます。

貴会におかれましては、租税教室をはじめ、各種研修会、イベントにおける税金クイズ大会の開催など、地域に密着した様々な活動を展開されており、先日は、女性部会の皆様が 10年以上にわたり継続してきた地域の園児への手作りのお手玉贈呈活動が、第115回熊日縁のリボン賞を受賞されるなど、会員の皆様の熱意ある御活躍に敬意を表する次第であります。

ところで、昨年4月に発生した熊本地震では、多くの会員の皆様が被害を受けられたと伺っております。地震からの復旧、復興は道半ばであり、当署としましては、引き続き、被災者の皆様に配慮した税務行政に努めてまいりたいと考えております。

一方、昨年の消費税法の一部改正により、平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられ、同時に、消費税の軽減税率制度が導入されることとなりました。

消費税の軽減税率制度に関しましては、ホームページ、各種パンフレット等を通して幅広く情報を提供しておりますが、制度の内容が解り難いとの御意見もいただいておりますことから、当署におきましては、事業者の皆様に同制度について御理解していただくための説明会を開催するほか、各関係民間団体が開催される研修会等に、講師を派遣させていただき、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

また、消費税軽減税率制度実施協議会に参加されている各関係民間団体の皆様に、周知・広報について御協力をお願いしたいと考えております、地域に対する強い発信力を有しておられる菊池法人会の皆様におかれましては、是非お力添えを賜りますよう、お願い申しあげます。

結びにあたりまして、公益社団法人菊池法人会のますますの御発展と、会員企業様の御繁栄並びに会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

菊池税務署長
竹澤 栄朗



税務署異動のお知らせ

役職	氏名	前職名
署長	竹澤 栄朗	熊本国税局 総務部 国税広報広聴室長
総務課長	竹村 満	留任
総務係長	中島 慶太	留任
管理運営部門統括官	菅原 隆範	留任
管理運営・徵収部門統括官	原澤 健一郎	東京国税局 徵収部 特整1 主査
個人課税第1部門統括官	南 美智代	熊本国税局 課税部 個人課税課 記帳指導専門官
個人課税第2部門統括官	大谷 昇	留任
法人課税部門統括官	多喜田 良一	玉名税務署 法人課税部門 統括官

新役員(理事・監査)一覧(平成29~30年度)

役職	氏名	支部・委員会	兼務	法人名	所在地
会長	山下 和貴			(株)サンワハイテック	菊池市泗水町
筆頭副会長	加茂野 伸一郎	菊池支部長	総務委員長、女性部会担当理事	(有)熊日菊池西部販売センター	菊池市泗水町
副会長	大嶋 基幸	合志支部長		(有)大嶋造園	合志市
副会長	大塚 康幸	大津支部長		おつかホーム(株)	菊池郡大津町
副会長	野上 武	菊陽支部長		(株)菊陽自動車学校	菊池郡菊陽町
理事	杉田 滋人	菊池副支部長		菊南運輸倉庫(株)	菊池市旭志川辺
〃	荒木 忠次	〃	厚生委員長	(株)昭和産業	菊池市泗水町
〃	長尾 浩一	〃		(株)ホンダオート菊池	菊池市
〃	江藤 繼喜	〃		(有)介護センター楽円荘	菊池市七城町
〃	高木 浩二	大津副支部長		肥後製油(株)	菊池郡大津町
〃	大島 政治	菊陽副支部長		(株)オーケーフーズ	菊池郡菊陽町
〃	上林 節郎	合志副支部長		上林工業(株)	合志市
〃	鈴木 憲治	〃		黒石原産業(株)	合志市
〃	加茂野 伸一郎	総務委員長	菊池支部長、女性部会担当理事	(有)熊日西部販売センター	菊池市泗水町
〃	城 和雄	△副委員長		(株)一城建設	合志市
〃	荒木 晴信	組織委員長		(株)荒木重機	菊池市泗水町
〃	池田 裕一	△副委員長		(有)池田塗装工業	合志市
〃	永野 昭一	税制委員長		(株)トレンズ	合志市
〃	吉野 邦亮	△副委員長		中央ゴルフ(株)	菊池市旭志川辺
〃	中村 修	事業研修委員長		(有)シビライズ	合志市
〃	佐藤 日出美	△副委員長		菊陽自動車整備(協)	菊池郡菊陽町
〃	相馬 信一	広報委員長		(株)ビー・アットホーム	菊池郡菊陽町
〃	石崎 公太郎	△副委員長		石崎タクシー(有)	菊池郡大津町
〃	荒木 忠次	厚生委員長	菊池副支部長	(株)昭和産業	菊池市泗水町
〃	楠元 克徳	△副委員長		(有)太陽工務店	合志市
〃	中川 訓治	青年部会担当		(有)ナカガワ	菊池市
〃	加茂野 伸一郎	女性部会担当	菊池支部長、総務委員長	(有)熊日西部販売センター	菊池市泗水町
〃	吉良 廉彦	青年部会長		吉良食品(株)	菊池郡大津町
〃	橋本 千春	女性部会長		(有)はしもと	菊池郡大津町
〃	山内 彰雄	相談役		(株)山内本店	菊池郡菊陽町
監事	宮川 貞雄	菊池支部		(株)MS経営	菊池市
〃	緒方 良哉	菊陽支部		阿蘇製薬(株)	菊池郡菊陽町
事務局長	蟻川 亮一				熊本市北区

青年部会役員一覧(平成29~30年度)

役職	氏名	会社名	所在地
部会長	吉良 康彦	吉良食品(株)	大津町
副部会長	富田 善則	(株)エーアーディー	菊池市旭志
副部会長	荒木 誉文	(株)荒木重機	菊池市泗水町
直前部会長	村上 武史	(資)ア波屋商店	菊池市
専務理事	水口 仁	(株)AQUA	菊池市
理事(CR兼菊池川流域担当)	荒木 敬博	(株)荒木建設	菊池市
理事(租税教室事業担当)	西野 竜太	(株)田島商店	大津町
理事(Zeiワオク税担当)	藤木 清康	(株)藤木運送	菊池市泗水町
理事(花苗寄付事業担当)	高木 和彦	タイヤショップみいけ菊池店	菊池市
理事(献血事業担当)	荒木 寿男	(株)昭和産業	菊池市泗水町
理事(会員拡大担当)	神谷 知宏	(有)東京部品	菊池市
理事(会員拡大担当)	平田 陽一	(有)g・スペース	合志市
理事(会員拡大担当)	池内 大介	(株)太照工業	菊陽町
理事(会員拡大担当)	日野 正人	(有)日野環境	大津町

女性部会役員一覧(平成29~30年度)

役職	氏名	会社名	所在地
部会長	橋本 千春	(有)はしもと	大津町
副部会長	山下 一枝	サンワアルティス(株)	菊池市泗水町
〃	山本 智子	(有)シルバーバ商会	大津町
理事	稻継 昌子	(株)アイエヌ	菊池市
〃	大塚 美代子	(有)共栄	大津町
〃	梶原 美智代	(株)カジワラ	菊池市
〃	土本 美代子	(有)クドウ工業	菊池市
〃	廣田 千恵子	(有)すし廣	菊池市
〃	舟津 治美	(有)まるよし	菊陽町
〃	角田 鶴代	(株)角田産業	菊池市
〃	江上 菜穂美	(株)江上建設	菊池市旭志
〃	藤本 波津代	(株)フジチク	菊陽町
相談役	美麗 アサ子	(株)美麗建設工業	菊池市七城町

税務署からのお知らせ

平成31年
10月1日～

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月
国 税 庁
(平成28年11月改訂)

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率（注）2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率（注）1.76%） (注) 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等（注1）の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（注2）の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

※消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点※

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパー・マーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- 発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- 申告時の税額計算
※仕入れのみの場合には②と③

- 1 軽減税率の対象となる品目
2 帳簿及び請求書等の記載と保存
3 税額計算の特例
をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 1 軽減税率の対象となる品目
2 帳簿及び請求書等の記載と保存
をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。
なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

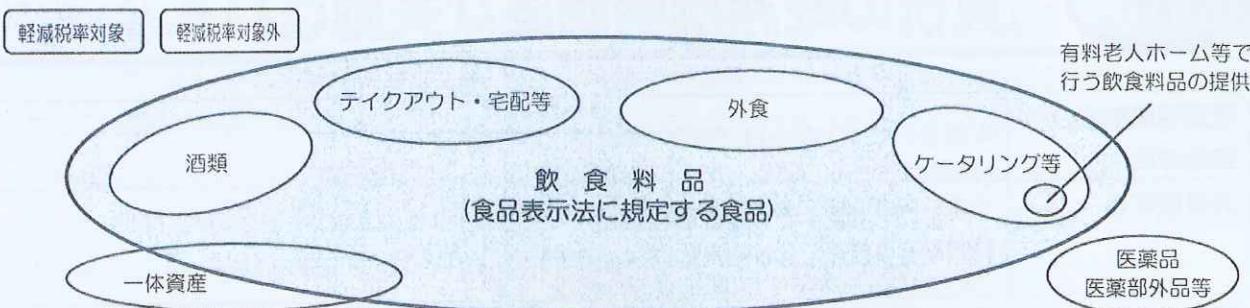
詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記也可能

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の実態を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

OO御中		請求書
		平成31年11月分 87,200円（税込）
11/1	牛肉	5,400円
11/3	小麦粉	2,160円
:	:	
11/27	しょうゆ	3,240円
11/30	ビール	6,600円
	合計	87,200円
		(10%対象 44,000円) (8%対象 43,200円)
△△(株)		
「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。		

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、
売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

- ① 適用対象となる期間が変更されました。
- ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる 卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な 中小事業者（注）
内容	<p>卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>小売等軽減仕入割合</p> $= \frac{\text{卸売業・小売業に係る}}{\text{軽減税率対象品目の仕入額(税込み)}} \times \frac{\text{卸売業・小売業に係る}}{\text{仕入総額(税込み)}}$ </div>	<p>売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>軽減売上割合</p> $= \frac{\text{通常の連続する10営業日の}}{\text{軽減税率対象品目の売上額(税込み)}} \times \frac{\text{通常の連続する10営業日の}}{\text{売上総額(税込み)}}$ </div>	<p>①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算</p> <p>（注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象</p>
適用対象	<p>以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間</p> <p>※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p>		

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	
内容	<p>卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>小売等軽減売上割合</p> $= \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率}}{\text{対象品目の売上額(税込み)}} \times \frac{\text{卸売業・小売業に係る}}{\text{売上総額(税込み)}}$ </div>	<p>簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能</p> <p>（参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要</p>	
適用対象	<p>以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間</p> <p>※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p>		

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

- 平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。
- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
 - 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
 - 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け
- ※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

課税事業者・免税事業者の方

免税事業者等からの 課税仕入れに係る 経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期間	割合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援（注）

※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備

※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。
 ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

平成29年度 公益社団法人 菊池法人会 主要公益事業一覧 (H29.7.31現在)

月	事 業 名	事 業 内 容	備 考
7月	菊池川流域クリーンリバー作戦	①実施日:7月30日(日) 9:30~ ②場所:七城町 桜つづみ公園 ③実施内容:ごみ拾い、子供税金クイズ大会 大人税金クイズ大会、救急救命講習	※163名参加で実施済
8月	小学生菊池税務署および竜門ダム見学	①実施日:8月4日(金) 9:00~ ②場所:菊池税務署および竜門ダム見学 ③実施内容:税務署見学、租税教室 竜門ダム見学	※大津町立大津小学校 6年生児童8名参加で実施済
9月	チャリティーゴルフ大会	①実施日:9月13日(水) ②場所:菊池高原CC ③参加者:会員及び会員会社従業員	※案内文別途送付(8月)
11月	献血事業	①実施日:11月7日(火) 9時~ ②場所:道の駅旭志(旭志村ふれあいセンター) ③受付等の支援	※目標100名
12月~3月	租税教室	①実施日:1月~2月 ②場所:未定(小学校7~8校) ③内容:法人会会員が小学校で税に関する授業を実施	※昨年実施校(8校、466名) 菊池:菊之池小、泗水小、七城小 合志:合志小、西合志第一小 大津:室小 菊陽:菊陽西小、菊陽南小
		①実施日:12月頃を予定 ②場所:管内保育園 ③内容:お手玉を作成して保育園へ配布する。	※昨年度は泗水町の富原保育園に250個を寄付
		①実施日:1月 ②場所:菊池市、合志市、大津町、菊陽町の小学校30校 ③内容:青年部会員が各校へ花苗を持参。	※パンジー、さくら草(3,600鉢)
	老人ホームへのタオル寄付	①実施日:2月頃 ②場所:老人ホーム1~2ヶ所 ③内容:タオル収集と寄付	※昨年度は合志市の南ヶ丘福祉支援センター 輝き館ひかりに300枚寄付
通年	献血事業	①実施日:3月14日(月) 9時~ ②場所:道の駅旭志(旭志村ふれあいセンター) ③内容:受付等の支援	※目標100名
		①総会、支部全体会時に実施	※各支部よりご案内があります。是非ご参加ください。
		①新設立法人や未加入法人様へ役員、共益委員が加入のご案内を実施	
	福利厚生事業	①大同生命、AIU損保、アフラックから随時加入条件等について説明	

※お問い合わせは、法人会事務局(0968-36-9444)まで

不用タオル寄付のお願い!(女性部会より)

ご自宅や会社で不用なタオルがありましたら、
法人会事務局までご連絡ください。

献血ご協力のお願い!(青年部会より)

11月7日(火)に旭志道の駅で献血を実施します。
会員の皆様のご協力をお願いします。

問合先:0968-36-9444(菊池市旭志川辺1884-1 菊池市商工会旭志支所内) 土日祭日年末年始を除く9:00~17:00

熊本／菊池温泉

し ろ の い

旅館 力雄乃井



〒861-1331 熊本県菊池市隈府1375

TEL.0968-25-1188 FAX.0968-25-1189
<http://www.shironoi.com/>